年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から51年9月まで

② 昭和56年1月から同年3月まで

私は、申立期間①について婚姻を契機に区役所で国民年金の加入手続を 行い、保険料を金融機関で前納若しくは毎月納付した。

申立期間②については、請求のあったものは全て納付したことから、3 か月間の付加保険料が未納となっていることはおかしい。

払うべきものは節約してでも支払ってきたことから、申立期間①の保険 料及び申立期間②の付加保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、婚姻(昭和 40 年 12 月)を契機として国 民年金の加入手続を行い、以後、国民年金保険料を金融機関で前納若しくは 毎月納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前 後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 51 年 10 月頃に初めて加入手 続を行ったものと推測され、加入手続を行うまでは国民年金に未加入であっ たことになり、申立期間①当時、保険料を納付することはできなかったと考 えられる。

また、申立人は、その元夫との婚姻期間においては、その元夫が厚生年金保険被保険者であったことから、制度上、国民年金への加入は任意であり、加入手続時点より前の期間について遡って被保険者資格を取得することはできない。さらに、申立人は、i)申立人が加入手続を行ったと考えられる昭和51年10月頃に居住していた市の国民年金記録の電算化(昭和54年10月)前の被保険者名簿、ii)社会保険庁(当時)の記録のオンライン化(昭

和 59 年 10 月) 前に管理されていた特殊台帳(マイクロフィルム)のいずれにおいても、申立人が加入手続を行ったとみられる 51 年 10 月から国民年金に任意加入したこととされ、申立期間①は未加入期間とされている。これらのことから、オンライン記録の内容(昭和 51 年 10 月とみられる加入手続時点から 20 歳到達時点まで遡って国民年金被保険者資格を取得し、以後、申立期間が未納とされている。)は、上記市の記録の電算化時等における誤入力等によるものであり、申立期間①は、本来、任意加入対象期間であり、かつ未加入期間とされるべき期間と考えられる。

加えて、申立人が昭和 40 年 12 月に加入手続を行ったと述べている区によれば、申立期間①当時、申立人が主張するように金融機関で毎月保険料を納付することはできなかった上、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに同期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる昭和51年10月当時に申立人が居住していた市の被保険者名簿から、申立人は同年同月19日に国民年金の任意加入及び付加保険料納付の申出を行ったことが確認できるほか、以後、申立期間②を除いて56年9月まで定額及び付加保険料を納付し、56年10月以降の保険料が法定免除された期間に係る保険料を10年後の平成4年2月に追納(昭和56年10月から57年1月までの期間は時効により納付できなかったと推認できる。)していることから、加入手続後の申立人の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が申立期間②について付加保険料納付を辞退した記録は無い上、オンライン記録から同期間に係る定額保険料は現年度中に収納されており、納付の遅れや、同期間に係る付加保険料が還付された記録も見当たらないことから、前後の期間が付加保険料を含め納付済みである申立期間②のみ付加保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和56年1月から同年3月までの国民年金付加保険料を納付していたものと 認められる。

静岡国民年金 事案 1338

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、退職後、国民年金に加入しておらず、結婚後、いつ加入したのかは知らないが、両親と同居してからは夫が町内会の集金で夫婦の保険料を納めていたはずなので、夫が納付済みであるにもかかわらず、私だけ 1 年分の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の任意加入者の資格取得日等から昭和42年2月頃に申立人の夫と一緒に国民年金加入手続を行ったものと推測され、加入手続時点において、申立期間は時効前であり、国民年金保険料を過年度納付することが可能であった上、夫婦の保険料を納めていたとする申立人の夫は、申立期間の保険料は納付済みとされている。

また、夫婦のうち申立人に対してのみ申立期間に係る納付書が発行されなかったことを示す事情は見当たらないほか、夫婦の申立期間後の国民年金加入期間に保険料の未納は無く、保険料納付開始後の夫婦の保険料の納付に対する意識は高かったことがうかがわれることを踏まえると、申立人の申立期間の保険料についても納付されたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 1534 (事案 82 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 47 年8月1日から 49 年1月5日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を 47 年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額は7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から49年1月5日まで

申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとの通知を受けたが、当初の判断後、A事業所の元事業主からの申立期間に係る勤務及び厚生年金保険に加入についての証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人がA事業所において昭和 49年1月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した社会保険事務所(当時)の記録があり、公共職業安定所にも申立人がA事業所において同年1月5日に雇用保険の被保険者資格を取得した記録があること、ii)事業所について、社会保険事務所が管理するA事業所に係る被保険者原票において、46年11月15日に被保険者資格を取得した者から48年12月1日に被保険者資格を取得した者までを確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められないこと、から、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人が、A事業所の元事業主からの、A 事業所における勤務と厚生年金保険の加入を証明する書面を提出したため、A 事業所に確認したところ、当該事業所の経理担当者であったとする元事業主の妻から、申立人は申立期間において、A事業所(入社当時の事業所名はB事業所)に勤務しており、申立期間のうち昭和47年8月1日から49年1月5日までの期間について厚生年金保険の保険料を控除したとの回答を得た。これにより、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間のうち47年8月1日から49年1月5日までの期間について厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、経理担当者であったとする元事業主の妻が、昭和 49 年1月の標準報酬月額とほぼ同額であった、と証言していることから、オンライン記録で確認できる同年同月の標準報酬月額と同額の7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主の妻は厚生年金保険被保険者資格取得届の記入を誤ったとしていることから、事業主は昭和 49 年1月5日を申立人のA事業所における資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年2月から同年8月1日までの期間については、A事業所の元事業主の妻は、「申立人はA事業所の仕事について未経験者であったため、6か月の見習い期間をアルバイト契約し、その後、厚生年金保険料を控除した。昭和 47 年2月から同年8月1日までの期間の保険料は控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所におけ る資格取得日に係る記録を昭和34年8月25日に訂正し、当該期間の標準報酬 月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月1日から33年1月1日まで

(A事業所)

② 昭和34年8月25日から同年11月1日まで

(B事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間①及び②について、加入記録が確認できないとの回答を得た。いずれの事業所でも働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が記憶する同僚は、「申立人は昭和 34 年の夏に入社してきた。11 月の入社ではない。」と証言しており、オンライン記録から、B事業所での厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同じ昭和 34 年 11 月1日となっていることが確認できる別の同僚は、「自分は昭和 34 年 11 月に入社したが、申立人は自分が入社する前から働いていた。」と証言していることから、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、複数の同僚は、「B事業所には試用期間は無かった。入社と同時に社会保険に入れてくれた。」と証言しており、当該複数の同僚が記憶する入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日は一致している。

さらに、申立人と同じ職種であった同僚は、「自分は入社と同時に社会保険 に加入し、入社当初から保険料控除はあった。」と証言している。

なお、資格取得日については、これを確認できる関連資料等は無いものの、申立人は、「昭和 34 年8月にA事業所を退職し、お盆を過ぎた後の同年8月 25 日にB事業所へ入社した。25 日は給料の締め日であった。」と具体的に記憶しており、その主張に不自然さは無いことから、昭和 34 年8月 25 日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において継続して勤務 し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた ことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB事業所における昭和34年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、同僚の証言により、申立人は当該期間にA事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、上述の同僚は、「C事業所からA事業所へ移籍する際、新入社員というかたちでA事業所に入社した。5か月間の空白期間は試用期間であり、給料からの厚生年金保険料の控除は無かった。」と証言している。

また、別の同僚は、「当時の給与明細を持っていたが、その間の保険料控除は無かった。」と証言している。

さらに、D事業所(A事業所の後継会社)に照会したが、申立期間①当時の 資料は既に処分しており、当時の状況等については不明である旨の回答が得ら れた。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B店における資格取得日に係る記録を昭和46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月1日から同年3月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の年金記録の内容を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。

業務命令で、A事業所C店からA事業所B店に転勤したのであり、途中で 退職しているわけではないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和 46 年2月1日にA事業所C店から同事業所B店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 46 年 3 月のオンライン記録から、5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことか ら、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡国民年金 事案 1339

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から42年3月まで

私は、昭和 38 年7月頃、それまで勤務していた会社を退職し、自身で 国民年金の加入手続を行った。その際、窓口で現在所持している年金手帳 の交付を受けた。保険料は、2、3か月ごとに長方形の納付書に現金を添 え納付した。加入手続及び保険料納付は現在の市役所の所在地ではなく、 市役所から少し離れた出張所のような場所で行った記憶があり、申立期間 の保険料納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 10 月 11 日に払い出されたものであり、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて申立人は国民年金の加入手続を行い、38 年 7 月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものとみられ、同手続までは国民年金に未加入であったことから、申立期間当時、国民年金保険料を納付することはできなかった上、同手続時点で申立期間のうち 40 年 6 月以前は既に時効であり、遡って保険料を納付することもできなかったと考えられる。

また、上記の加入手続時点において、申立期間のうち昭和 40 年7月から 42 年3月までは時効前であったため過年度納付は可能であったが、申立人は、申立期間当初の保険料の納付場所を市役所出張所であったとしており、過年 度保険料は市役所では収納できない上、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶も無いとしていることから、過年度納付を行ったことも推認できない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、オンライン記録上納付済みとされている昭和 42 年度以降の印紙検認記録は確認できるが、申立期間に係る検認記録は確認できない上、申立人が申立期間当時居住していた市

が保管する国民年金被保険者名簿でも、申立期間は未納とされており、オンライン記録及び特殊台帳(マイクロフィルム)との齟齬は無い。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (確定申告書、家計簿等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したこと をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1340

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 42 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から42年1月まで

私は、昭和 41 年の夏頃だと思うが、父親から退職時に必要な諸手続を するように促され、場所の記憶は定かではないが、半ば強引に母親に連れ られて役所へ行き、母親が諸手続をした記憶が鮮明に残っている。

毎回、母親に連れられて役所へ行き、母親が保険料を納付していたので、 申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年の夏頃、申立人の父親から退職に伴い必要となる手続を行うように促され、申立人の母親と共に役所に行き、その母親が諸手続を行ったことが鮮明に記憶に残っていると述べているが、その諸手続が申立人の国民年金に係るものであったか申立人自身も特定できないとしているほか、申立人の両親も既に他界しており、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた場合、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えられるところ、申立人に対して同記号番号が払い出されたことはうかがえない上、オンライン記録から、申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪は、平成 14 年 5 月 8 日の記録訂正により、遡って追加されたものであることが確認できることから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったことになり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人のこれまでの居住地の市役所及び町役場のいずれにおいても、申立人が申立期間当時国民年金に加入していたことを示す記録は確認できず、上記のとおり申立人が申立期間当時、国民年金に未加入であったと考えられることとの齟齬も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (確定申告書、家計簿等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1341

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私は、昭和37年10月頃に妻が私の母から頼まれ、年金手帳を持参の上、 市役所へ行き国民年金保険料を納付した事を覚えており、この頃には国民 年金に既に加入していたはずである。申立期間が未納となっている事に納 得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和37年10月頃、一度だけ申立人の母親に頼まれて、手帳を持参して市役所へ出向き、保険料を納めた記憶があることから、この頃には既に国民年金に加入しており申立期間の保険料を納付していたと述べているが、国民年金加入手続については、町内会に勧誘されたことを契機として自ら行った記憶はあるものの、町内会の勧誘を受けた時期についての具体的な記憶は無いとしている上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者の状況から、申立人の国民年金加入手続は42年2月頃に行われたものと考えられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人はこの頃初めて国民年金加入手続を行い、36年4月まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このことから、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の加入手続が行われたと考えられる昭和 42 年2月を基準とすると、申立期間のうち 39 年 12 月以前の保険料は既に時効のため納付することはできない上、申立人は加入手続時にまとめて保険料を納付した記憶は無いとしていることから、上記加入手続時点で時効前であり納付可能であった 40 年1月から同年3月までの保険料についても、過年度保険料として納

付したと考えられる昭和 40 年度分(又は昭和 40、41 年度分)の保険料を納付した時点では既に時効のため納付できなかったと考えられる。

さらに、申立人は、両親と同居(昭和 40 年4月)後に町内会の集金により納付したとするのみで、申立期間を通じた保険料の納付に係る具体的な記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1342

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私は、養父から、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと聞いている。私たち夫婦は個人商店を営業しており、当時、家業を全て取り仕切っていた養父の言うことであるので、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与 しておらず、これらを行ったとするその養父も既に他界しており、当時の状 況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年2月5日に申立人の 夫と連番で払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出され たこともうかがえないことから、この頃、申立人に係る加入手続が行われ、 申立人は、厚生年金保険の資格喪失日である 47 年4月まで遡って被保険者 資格を取得したものと推認される。このため、上記加入手続が行われるまで は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付する ことはできなかったものと考えられる。

さらに、上記加入手続時期は、特例納付の実施期間であったことから、特例納付及び過年度納付により、申立期間の保険料を遡って納付することは可能であったが、申立人は、その養父から、加入手続及び保険料の納付を行った旨を聞いているのみで、申立期間に係る保険料の納付時期、納付場所等について具体的には分からないとしており、申立人の主張から、申立人の養父が昭和50年2月の申立人に係る加入手続後、申立期間について遡って保険料を納付したことが推認できるまでには至らない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1343

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 11 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から49年3月まで

私は、父から、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた と聞いている。私たち夫婦は個人商店を営業しており、当時、家業を全て 取り仕切っていた父の言うことであるので、申立期間が未納期間とされて いることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与 しておらず、これらを行ったとするその父も既に他界しており、当時の状況 は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年2月5日に申立人の妻と連番で払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃、申立人に係る加入手続が行われ、申立人は、20 歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと推認される。このため、申立人は、上記加入手続が行われるまでは国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上記加入手続時期は、特例納付の実施期間であったことから、特例納付及び過年度納付により、申立期間の保険料を遡って納付することは可能であったが、申立人は、その父から、加入手続及び保険料の納付を行った旨を聞いているのみで、申立期間に係る保険料の納付時期、納付場所等について具体的には分からないとしており、申立人の主張から、申立人の父が50年2月の申立人に係る加入手続後、申立期間について遡って保険料を納付したことが推認できるまでには至らない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月1日から55年1月1日まで

(A事業所)

② 昭和60年4月1日から同年10月1日まで

(B事業所)

社会保険事務所(当時)に標準報酬月額を照会したところ、申立期間①及び②について、支給されていた給与総額より低い金額での回答を得た。

申立期間①については 30 万円、申立期間②については 26 万円の給与総額が 支給されていたので、標準報酬月額を給与総額に見合う適正な額に訂正してほ しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「申立期間①を含むA事業所に在籍していた期間は、役員として定額の30万円の給与が支給されていた。」と主張しているが、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料は見当たらない。

また、A事業所の当時の事業主及び申立人が挙げている社会保険事務担当者は既に亡くなっており、申立人以外の他の役員の連絡先は不明なため、申立人の主張する標準報酬月額について確認できる証言及び資料を得ることはできなかった。さらに、申立期間①について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「基本給と残業代を合算し、26 万円の給与が 支給されていた。」と主張しているが、申立人が主張する標準報酬月額に見合う 厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料は見当たらない。

また、B事業所の当時の事業主及び他の役員とは連絡が取れず、社会保険事務 担当者は不明なため、申立人の主張する標準報酬月額について確認できる証言及 び資料を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②について、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者 名簿及びオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、遡及して大幅に引き下 げられているなどの不自然な点は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に 相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認でき る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月頃から28年11月1日まで

② 昭和28年12月23日から29年12月頃まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、A事業所には昭和27年10月頃から29年12月頃まで継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和27年10月頃から29年12月頃までA事業所に勤務し、Bを製造する部署に配属されていたが、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入者記録が無い旨主張している。

しかし、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ被保険者記録(資格取得日:昭和28年11月1日、資格喪失日:同年12月23日)を有する者が約100人確認できるところ、これらのうち複数の者は、「A事業所が多数の臨時工を募集するという新聞広告を見て応募したところ、昭和28年11月頃、採用された。しかし、2か月程で解雇された。」と述べており、Bを製造する部署に勤務していた者は、「会社がBの製造を止めたため、Bを製造していた部署の臨時工は解雇された。」と述べている。

また、日本国内において、Cの製造事業の事業活動を調整・規制する「D法」が昭和 28 年*月*日に施行されており、A事業所では、B等を製造するため多数の臨時工を採用したことがうかがわれる。

さらに、E事業所(A事業所が名称変更)に照会したところ、社会保険事務担当者は、「申立人に係る厚生年金保険の届出に誤りはなく、厚生年金保険に加入

していない期間に保険料を控除することは無かったと考えられる。」と回答している。

加えて、年金事務所が管理する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の申立人に係る資格取得日欄に「28.11.1」、備考欄に「A事業所」と記録されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも、A事業所における被保険者資格取得日として「28.11.1」、被保険者資格喪失日として「28.12.23」と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月1日から49年6月30日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」で確認できるA事業所における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、実際に得ていた給与額と比較して低いことが分かったので、申立期間における標準報酬月額を、実際に得ていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与支給明細表に記入されている報酬の総額から、申立期間の一部について、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のそれぞれを比べ認定される標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は低い額であることが確認できる。

また、B事業所(A事業所が名称変更)は、「申立人に係る標準報酬月額は、毎年4月の定期昇給に伴う給与額に基づいて、適切に随時改定の届出を行っていた。申立人が提出した給与支給明細表の項目のうち、利子補給健保給付金は、労働の対価でないことから、標準報酬月額算定の基礎に含めていない。」と回答している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録では、申立 人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらな い。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺 事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月29日から同年12月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A事業所には、関連会社であったB事業所から移籍し、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元役員及び元同僚の証言から、移籍日の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、B事業所からA事業所に移籍し、継続して勤務していたことはうかがわれる。

しかし、オンライン記録によれば、申立人は昭和53年10月1日にB事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、B事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった56年11月29日にB事業所で被保険者資格を喪失していることが確認でき、A事業所では同年12月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人が昭和56年中に支払った社会保険料の金額について、申立人の同年中のA事業所及びB事業所での社会保険の加入状況を基に試算したところ、申立人が提出した同年の所得税の確定申告書に記載されている社会保険料控除額とほぼ一致しており、当該保険料控除額は11か月分の保険料額に相当していることから、申立期間については保険料が控除されていないことがうかがわれる。

また、申立人のA事業所における雇用保険の被保険者記録では、昭和 56 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が当該事業所で厚生年金保険の資格を取得した日と一致している。

さらに、C事業所(A事業所から名称変更)に照会したところ、申立期間当時

の書類は保管されていないと回答しており、A事業所の申立期間当時の事業主は、「申立人は申立期間当時、B事業所とA事業所の業務を兼務しており、正式にA事業所への移籍を発令した記憶もなく、B事業所での厚生年金保険の資格喪失手続とA事業所での資格取得手続の連携がされず、年金記録の空白が生じたかもしれない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月1日から11年12月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」で確認できるA事業所における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、実際に得ていた給与額と比較して低いことが分かったので、申立期間における標準報酬月額を、実際に得ていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

B事業所(A事業所が名称変更)から提出された給与明細書兼賃金台帳に記入されている報酬の総額から、申立期間の一部について、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、申立期間に係る報酬の総額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のそれぞれを比べ認定される標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は低い額であることが確認できる。

また、B事業所は、「営業職員の資格更改に合わせ、固定給の変動があった場合、随時改定を行っていた。申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、給与額に基づいた適正な届出をしており、当該標準報酬月額に見合う保険料を給与から控除していた。」と回答している。

さらに、A事業所に係るオンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺 事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から50年10月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について標準報酬月額が変動しているが、当時は、給料はほとんど変わらなかったと記憶しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所の退職当時は、不景気で給料は変わらなかったが、標準報酬月額は1年の間でもかなり変動しているのがおかしい。」と主張しているものの、申立期間に係る具体的な給与額を記憶していない上、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額とA事業所で申立人と同じ業務に就いていた複数の同僚の標準報酬月額を比較したが、申立人の標準報酬月額のみが大きく変動している、又は低いとは認められない。

さらに、A事業所に照会したところ、「申立期間当時の資料は、既に破棄したが、申立期間当時の厚生年金保険について、給与額に基づいた適正な届出をし、届け出た標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと考える。」と回答している。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1543 (事案 386 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月2日から35年8月21日まで

② 昭和37年5月1日から40年8月26日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録 訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、脱退手当金を受給した記憶 が無いので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年10月26日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii)申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、i) 脱退手当金が支給された当時、海外に居住していたことを示す戸籍謄本、ii) 申立人の脱退手当金を受給していないとする親族の証言書、iii) 同僚の氏名及び住所を新たな資料として提出しており、戸籍謄本及び親族の証言から、申立人が当時、海外に居住していたことはうかがわれる。

しかし、親族から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに 脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立 人が氏名を挙げた同僚については、申立人と同時期に脱退手当金が支給されてい ることが確認できるが、当該同僚とは連絡が取れず、申立人が提出した資料をも って、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに 委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、 申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月1日から42年10月1日まで 年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所B 支店における申立期間の標準報酬月額が低額となっていることが分かった。

申立期間は、昇格した時期であり、標準報酬月額が下がる理由が無いので、 標準報酬月額を給料に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合から提出された記録によると、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額以上の給料を得ていたことはうかがえるが、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る報酬の総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、D事業所(A事業所が名称変更)は、「申立期間当時の厚生年金保険の加入手続については不明であるが、社会保険事務所(当時)からの保険料の請求額と従業員の給与から控除した厚生年金保険料は一致させていたので、申立人の給料からは、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

さらに、申立人のA事業所B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の 記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅 に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、 周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年1月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、 A事業所で勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の状況及び複数の元同僚等の氏名を記憶していることから、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、事業所名簿及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該事業所は、昭和 28 年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が元所長及び元社会保険事務担当者だったとする者のA事業所に おける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、オンライン記録から、昭和 28 年1月1日であることが確認でき、申立期間は、厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認できる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、上述の元所長及び元社会保険事務担当者の連絡先は不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月23日から28年7月26日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、当該期間についてはA事業所で勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

きなかった。

オンライン記録及び適用事業所名簿では、申立人が勤務していたと記憶する所在地にA事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当該所在地を管轄する法務局においても、同事業所の商業登記の記録は確認ができない。また、申立人は事業主の姓しか記憶しておらず、事業主を特定することができず、同僚の氏名についても記憶していないことから、同僚の証言を得ることがで

さらに、A事業所の所在地を管轄するB協同組合及び複数の組合員に照会したが、A事業所に係る記録を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から26年11月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、 A事業所での厚生年金保険の被保険者期間が昭和26年11月の1か月間である との回答を得たが、23年から勤務しており保険料も引かれていたと思うので、 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が昭和 26 年 11 月 1 日より前からA事業所に 勤務していたことはうかがえる。

しかし、事業所名簿及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の 記録によると、当該事業所は、昭和26年11月1日に厚生年金保険の適用事業所 となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、昭和 26 年 11 月 1 日より前からA事業所で勤務していたと証言する複数の元同僚は、オンライン記録において、同日以前の厚生年金保険の加入記録は見当たらず、当該複数の元同僚から聴取したが、保険料控除に関する証言は得られなかった。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は死亡していることから、申立人の保険料控除の状況を確認できる資料を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月1日から同年9月26日まで

② 昭和38年9月28日から41年2月18日まで

社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、当該事業所を退職した約半月後の昭和 41 年 3 月 1 日に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 5 月 9 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年5月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間 に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。